





項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十七号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

附 則  
第九条第二項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

（令和四年東京都教育委員会規則第三十九号）の一部を次正する規則の一部を改正する規則

のようにより改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

附 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

（令和四年東京都教育委員会規則第三十九号）の一部を次正する規則の一部を改正する規則

正する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

附 則

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

（令和四年東京都教育委員会規則第三十九号）の一部を次正する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会



ない。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都教育委員会訓令第十四号

都立高等学校  
都立中等教育学校  
都立中等教育学校  
都立特別支援学校  
都立中学校  
都立小学校  
東京都立学校職員服務規程（昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

第八条の二の三の次に次の一条を加える。

## （カスタマー・ハラスメントの禁止）

第八条の二の四 職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和六年東京都条例第一百四十号）第二条第二号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都教育委員会訓令第十五号

都立高等学校

都立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都教育委員会訓令第十七号

都立中等教育学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都教育委員会訓令第十六号

都立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十八号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 張 所  
事 業 所

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

## ●東京都教育委員会訓令第十九号

公立中等教育学校

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

教 育 庁 出 张 所  
事 業 所

職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（令和四年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。



別表を次のとおり改める。

別表（第三条関係）

一 高等学校

名 称
東京都立立川緑高等学校

二 特別支援学校

名 称
東京都立光明学園

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

### 告 示（教）

#### ●東京都教育委員会告示第十一号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

表小学校の項中「（第六学年の児童で編制する学級については、四十人）」を削る。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

発行  
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
○三(五三二二)一一一(代) 都  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む) 三〇円  
六、六〇〇円

印刷所  
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
○三(五二七六)〇八一一(代) 社  
郵便番号 101-0051